

第4 横浜G30プランの推進

大量生産・大量消費・大量廃棄の一方通行型の社会経済システムは、物質的な豊かさを私たちにもたらした一方で、発生する環境負荷は地球上にさまざまな問題を引き起こしています。こうした中で、次世代に豊かな環境を引き継ぎ、循環型社会を形成することを目的として、平成15年1月に「横浜市一般廃棄物処理基本計画（横浜G30プラン）」を策定し、「平成22年度におけるごみ量を、平成13年度実績に対し30%削減」の目標を掲げ、ごみの減量・リサイクルの取組を推進してきました。

その結果、市民・事業者の皆さんのご理解とご協力によりごみ量は減り続け、平成17年度には、33.9%削減と目標の「30%削減」を5年前倒しして達成することができました。そこで、平成18年度に策定した横浜市中期計画では、環境行動都市の実現に向けた歩みをさらに一歩進めるため、「平成22年度におけるごみ量目標を35%削減」とし、さらに高い目標に挑戦しています。

1 市民・事業者・行政が情報を共有

(1) 広報啓発活動

ア 横浜G30プランの普及

市民・事業者にはG30プランの周知を図り、ごみの減量・リサイクル行動を積極的に行うG30行動を実践してもらうため、「ヨコハマはG30」をスローガンに各種イベントや広報媒体を活用してPRを行っています。

平成18年度実績

イベント	<ul style="list-style-type: none"> ・よこはま花と緑の春フェアへの参加 ・ザよこはまパレード（国際仮装行列）への参加 ・ごみゼロの日イベントの開催 ・モーニング娘。“熱っちい地球を冷ますんだっ。”文化祭2006 in 横浜への参加 ・横浜国際フェスタ2006への参加 ・新横浜パフォーマンスへの参加 ・ウェステック2006への参加 ・もったいないフェスタの開催 他
印刷物	ポスター、「ヨコハマはG30」リーフレット
その他	ラッピングバスによるPR、プロモーションDVDの製作・販売

イ 子どもたちを対象にした事業

(ア) 「ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～」ポスターコンクール
市内の小・中学生を対象に、『ヨコハマはG30～ごみの減量・リサイクル、きれいなまちに～』ポスターコンクールを実施し、ヨコハマはG30大賞、G30へら星人ミーオ賞、G30アイデア賞、G30アピール賞、G30あざやか賞、G30賞を選出し、表彰しています。

平成18年度実績

表彰総数 168点（応募総数 2,102点 / 応募校数 82校）

- (イ) 小学4年生向け環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」
小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習するのにあわせて、環境副読本「はてな？ふしぎ？わかる！ヨコハマはG30」を市内の小学校4年生の児童全員（国、私立含む）に配布しています。
- (ウ) G30作文感謝状贈呈式の開催
平成17年10月から神奈川新聞に連載された、市内小学生の「ヨコハマはG30」作文「G30わたしたちの提案」の掲載が終了したことを記念し、全ての作文をまとめた文集を作成し、執筆児童及び各学校に作文執筆の感謝状と共に、記念品として贈呈しました。

ウ その他

- (ア) 局事業紹介パンフレット「きれいなまちに」
資源循環局が行う事業全般を分かりやすく紹介するパンフレットです。施設見学会、各種会合等で市民に配布しています。
平成19年度発行予定部数：10,000部
- (イ) インターネットホームページによる情報提供
環境事業に関する広報について、記者発表資料をはじめ、ごみの減量化・資源化等の廃棄物にかかわる最新情報を、リアルタイムでビジュアルに分かりやすく市民に提供しています。
平成18年度トップページアクセス件数：約4,983,533ヒット
(アドレス：<http://www.city.yokohama.jp/me/pcpb>)
- (ウ) 施設見学会
ごみ処理の実態やごみ減量の必要性への理解と環境事業全般について普及啓発を図るため、市民を対象に、焼却工場や選別センター等の見学会を実施しています。また、小学校4年生が授業の中で「ごみ」について学習するのにあわせて、小学校の社会科見学のひとつとして焼却工場の施設見学を受入れています。
平成18年度小学校受入実績：329校
- (2) リサイクルプラザ事業
粗大ごみの中の再利用できる「家具類」を展示し、抽選により販売するとともに、石けんづくりなどのリサイクル活動の場を提供し、リサイクルに対する意識の啓発を図っています。平成3年4月に港南リサイクルプラザ、平成4年7月に青葉リサイクルプラザ、平成7年4月に鶴見リサイクルプラザを開設しました。
鶴見リサイクルプラザには、動く模型や映像を使い、楽しみながら知識を得られる「リサイクルたっちランド」や、リサイクルに関する講座・講演会が開ける教室、研修会議室などの機能も備えています。
平成18年度より指定管理者制度を導入し、港南リサイクルプラザ及び青葉リサイクルプラザは「横浜市資源循環公社」、鶴見リサイクルプラザは「テスコ株式会社」が管理運営を行っています。

平成 18 年度利用状況

	港南リサイクル プラザ	青葉リサイクル プラザ	鶴見リサイクル プラザ	合 計
入 場 者 数	18,950 人	15,422 人	19,083 人	53,455 人
展 示 品 数	1,931 点	1,397 点	1,309 点	4,637 点
申 込 件 数	26,136 件	21,253 件	15,686 件	63,075 件
販 売 数	1,610 点	1,282 点	1,071 点	3,963 点
石けん体験室貸出数	2 件	12 件	22 件	36 件
情報板コーナー交換成立数	14 件	30 件	8 件	52 件

(3) リサイクルコミュニティセンター事業

リサイクル活動の実践の場の提供や支援を行うとともに、リサイクルに関する情報提供を行うなど、地域における市民の自主的なリサイクル活動を推進するための拠点施設として、神奈川区にリサイクルコミュニティセンター（正式名称：横浜市神奈川リサイクルコミュニティセンター、愛称：エコライフかながわ）を開設しています。

「循環型都市よこはま」の実現を目指し、横浜G30行動の推進に向けた市民の実践を喚起するため、古布を使ったさき布織りや衣類のリフォーム教室などの各種リサイクル教室や講座・講演会、企画展示、フリーマーケット、資源回収などのさまざまな事業の企画・運営及び施設管理を、指定管理者「横浜資源循環公社・エコライフかながわ運営活動機構協同事業体」が行っています。

平成 18 年度事業実績

開館日数	347 日
入館者数	21,567 人
リサイクル教室	761 回
学習会・講演会	23 回
イベント	24 回

2 市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進

(1) 「ヨコハマはG30」推進本部

ごみ量の削減に向けたG30行動の推進に向け、全市的な体制として市長、副市長、技監、危機監理監、全区局・事業本部長からなる「ヨコハマはG30」推進本部を設置し、事業計画の作成や進行政管理、ごみ量の削減目標の審議、市庁舎及び区庁舎並びに市の全施設で市役所ごみゼロを推進しています。

また、各区に区G30推進本部を設置し、市民・事業者・行政が協働し、一体となってG30行動を推進するための行動計画の作成や進行政管理をしています。

さらに、地域では地域G30活動委員会が設置され、環境事業推進委員が中心となって、地域での分別排出の徹底等のための普及啓発活動やリサイクル推進活動等、G30行動を実践しています。

(2) G30サポーター

G30行動の普及啓発等を行うボランティアを各区で募集し、学校等でのG30出前講座の実施、区のイベントやキャンペーン活動等でG30行動のPR活動を行っています。

(3) 環境事業推進委員制度

環境事業推進委員は、地域での環境対策のトータルリーダーとして、市長の委嘱を受けて（任期2年、平成19・20年度：約5,000人）自治会・町内会と緊密に連携し、次のような取組を行っています。

- ・ ごみ集積場所における分別排出の普及啓発及び指導
- ・ 資源集団回収等ごみの減量・リサイクル活動の推進
- ・ 地域清掃活動の推進
- ・ 不法投棄、放置自転車の通報
- ・ ポイ捨て防止に関する啓発・指導
- ・ 啓発資料の配布と周知
- ・ 住民からの相談と行政機関との連絡

また、区ごとに連絡協議会を組織し、情報・意見の交換などを通じて推進委員相互の連携を強化しています。

(4) 横浜環境行動賞「ヨコハマはG30」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマはG30」の推進に功労のあった個人・団体・事業者を表彰しています。

平成18年度表彰者

区 分	個人	団体	事業者	合計
G30行動推進者	12	51	-	63
G30行動推進事業者	-	-	3	3
分別優良事業所	-	-	7	7
一般廃棄物収集運搬業優良事業者	-	-	20	20
清潔できれいな街づくり推進者	28	40	-	68
環境事業推進委員永年在職者	376	-	-	376
合計	416	91	30	537

記念講演会

日時 平成 18 年 10 月 1 日（日）
場所 新都市ホール
テーマ 「命の森づくり 横浜から世界へ」
講師 宮脇 昭 氏（横浜国立大学名誉教授）
参加者 約 1,000 名（一般参加者を含む）

(5) 容器包装類の削減への取組

容器包装類等の削減を図るため、平成 14 年 3 月から市内の主なスーパー・地域生協・百貨店との間に「環境にやさしい取組み行動協定」を締結し、事業者と行政が一体となって市民への協力を呼びかけ、容器包装類の削減に取り組んでいます。

平成 19 年度からは、さらに、コンビニエンスストアを新たに対象に加え、「G30 エコパートナー協定」を締結し、取組事業者との連携を図ります。

容器包装類等の削減に向けた環境にやさしい取組み行動協定

- ・協定事業者数：スーパー 23 社、地域生協 1 組合、百貨店 8 社（計 249 店舗）
- ・取組期間：平成 14 年 4 月 1 日～平成 19 年 3 月 31 日（5 年間）
- ・重点削減の対象：「レジ袋」、「プラスチック製袋」、「紙袋」、「包装紙」、「食品トレイ」の 5 品目（食品トレイはスーパー・地域生協のみ）

協定の内容

事業者の主な取組

- ・レジ袋不要カードやエコスタンプ制の導入、エコバッグの販売等によるレジ袋・紙袋の削減や簡易包装等ごみ発生抑制の推進
- ・紙パックや食品トレイ等の店頭回収によるリサイクルの推進等

横浜市の主な取組

- ・協定事業者の取組を、広報紙やホームページ、イベント等で積極的に P R
- ・買い物袋の持参、店頭回収への協力、環境にやさしい商品の購入等の市民啓発等

3 徹底的なごみの分別と資源化の推進

(1) 家庭系ごみ

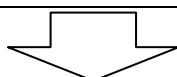
ア 分別収集品目拡大事業の実施

横浜市では、環境行動都市の創造に向け、「平成 22 年度における全市のごみ量を平成 13 年度に対して 30%削減する」(横浜 G 3 0 行動宣言)という目標を定めています。そこで、家庭ごみの減量・リサイクルを一層推進するため、従来の缶・びん・ペットボトル等のほか、新たに「プラスチック製容器包装」、「スプレー缶」、「古紙」、「古布」、「燃えないごみ」を加えた分別収集品目拡大事業を、平成 15 年 10 月から市内約 40,000 世帯(各区約 2,200 世帯)を対象にモデル事業として実施しました。モデル事業の結果を踏まえ、平成 16 年 10 月から南区、港南区、磯子区、金沢区、栄区、泉区の 6 区において実施し、平成 17 年 4 月から上記以外の 12 区を含めた全市で実施しました。

平成 17 年 4 月から実施した全市における各品目の収集量は以下のとおりとなっており、家庭ごみ(燃やすごみ)については、平成 13 年度と比較して 31.3%の減量となっています。

分別拡大前(5 分別 7 品目)

燃やすごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-------	---------------------	------------	-----	----------



分別拡大後(10 分別 15 品目)

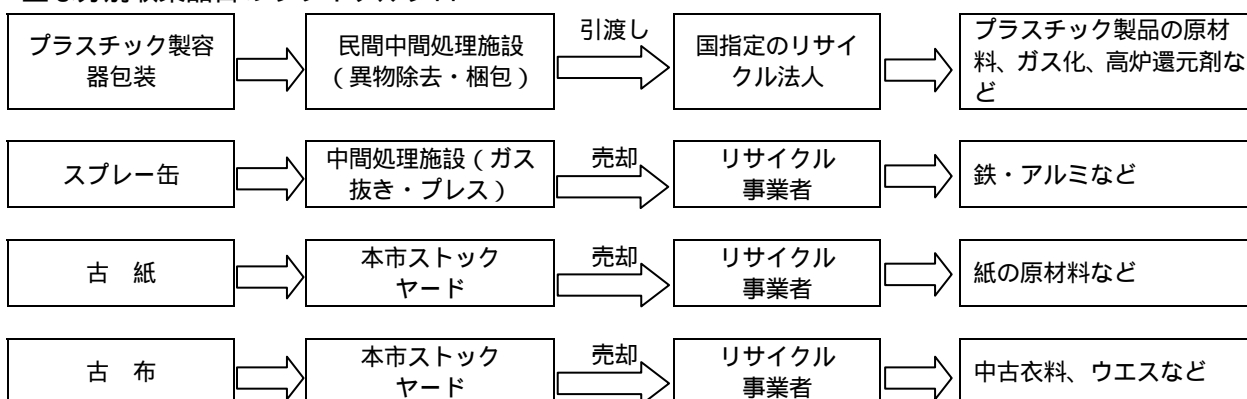
燃やす ごみ	プラス チック製 容器包装	スプレ ー缶	古紙(新聞、雑誌・ その他の紙、段ボー ル、紙パック)	古布	燃え ない ごみ	缶・びん ・ペット ボトル	小さな 金属類	乾電池	粗大 ごみ
-----------	---------------------	-----------	-----------------------------------	----	----------------	---------------------	------------	-----	----------

分別収集品目の資源化量(平成 18 年度実績)

(単位: t)

缶	びん	ペット ボトル	プラスチ ック製容 器包装	スプレ ー缶	乾電池	古紙	古布	蛍光 灯・電球	粗大 金属	小さな 金属類
11,275	18,802	11,668	45,956	304	424	48,555	5,554	230	6,920	4,503

主な分別収集品目のリサイクルフロー



平成 18 年度と平成 13 年度の「燃やすごみの量」の比較

(単位：t)

	燃やすごみ		
	平成 18 年度	平成 13 年度	対 13 年度比
鶴見区	47,971	71,210	-32.6%
神奈川区	37,923	60,142	-36.9%
西区	15,256	21,749	-29.9%
中区	27,256	39,694	-31.3%
南区	36,331	52,074	-30.2%
港南区	37,716	56,513	-33.3%
保土ヶ谷区	36,224	52,247	-30.7%
旭区	44,304	65,912	-32.8%
磯子区	28,731	44,765	-35.8%
金沢区	33,964	52,496	-35.3%
港北区	52,379	76,691	-31.7%
緑区	27,800	39,156	-29.0%
青葉区	50,754	67,842	-25.2%
都筑区	30,368	39,380	-22.9%
戸塚区	44,552	60,720	-26.6%
栄区	20,882	29,365	-28.9%
泉区	24,661	38,291	-35.6%
瀬谷	22,159	32,582	-32.0%
合計	619,230	900,826	-31.3%

各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

イ 缶・びん・ペットボトルの分別収集

家庭で不用となった缶・ガラスびん・ペットボトルを資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

缶・びんの分別収集は、平成 5 年 3 月から 30%の世帯を対象に本格的にスタートし、平成 6 年 10 月からは市内の 45%の世帯に拡大し、平成 7 年 10 月からは市内全域で実施しています。

ペットボトルの分別収集は、平成 11 年 2 月から緑区・青葉区・都筑区で実施し、平成 12 年 2 月には、港南区・戸塚区・栄区・泉区の 4 区へ拡大、平成 13 年 2 月には鶴見区、神奈川区、西区、中区へも拡大し、平成 14 年 3 月からは市内全域で実施しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、ガラスびんのうち無色・茶色以外のその他色のものとペットボトルについては、容器包装リサイクル法に基づき指定法人により引き取られ再商品化されています。

なお、平成 18 年度から、分別収集したペットボトルをより確実にリサイクルし、その履行確認が可能となることなどから、ペットボトルの一部については売却するとともに、ガラスびんのうち収集過程で細くなって色の選別ができなくなったものを、再利用可能な事業者へ引き渡しています。

また、平成 13 年度から、缶・びん・ペットボトルを排出する際の袋もペットボトルなどとともに指定法人により再商品化されています。

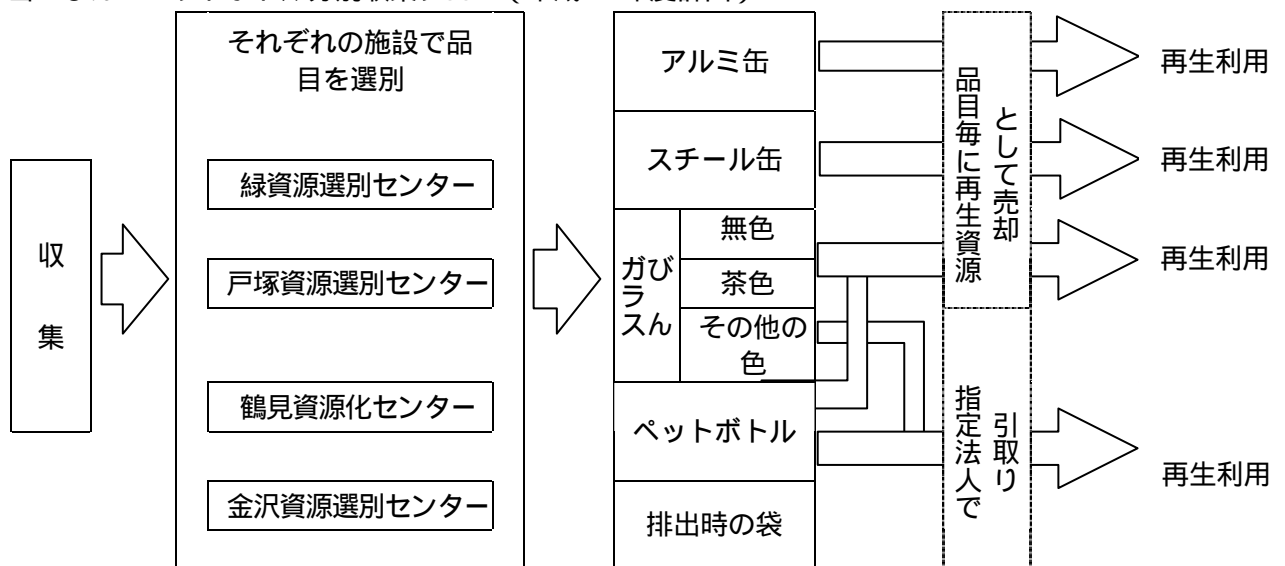
資源化実績（缶・びん・ペットボトル処理実績）

（単位：t）

年 度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
処 理 内 訳	アルミ缶	3,520	3,959	4,165	4,059	4,549	4,450
	スチール缶	8,418	8,191	7,549	7,091	6,861	6,825
	ガラスびん	21,997	21,558	19,934	19,122	18,196	18,802
	ペットボトル	2,260	3,794	6,797	7,818	9,304	11,668
	排出時の袋		1,255	1,323	1,350	1,619	1,428
	砕けたガラス						3,974
	合計	36,195	38,757	39,768	39,440	40,529	43,335

各数値は四捨五入しているため、合計があわない場合があります。

缶・びん・ペットボトル分別収集フロー（平成 19 年度計画）



ウ 古紙及び古布の分別収集

家庭から排出された古紙及び古布を資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

古紙及び古布の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集した古紙及び古布は、市内 13 箇所のストックヤード（一時保管場所）に集め、そこで再資源化業者に引き渡します。引き渡された古紙及び古布は、選別・梱包された後、古紙は製紙メーカーなどで製紙原料としてリサイクルされ、古布は国内及び海外で古着としてリユースされたり、ウエスやフェルトなどの原料としてリサイクルされます。

エ プラスチック製容器包装の分別収集

家庭から排出されたプラスチック製容器包装を資源として再利用し、ごみの減量化を図っています。

プラスチック製容器包装の分別収集は、平成 15 年 10 月のモデル事業から収集を開始し、モデル事業の結果を踏まえて平成 16 年 10 月から実施した 6 区における分別収集品目の拡大実施を経て、平成 17 年 4 月から全市で実施しました。

収集したプラスチック製容器包装は、中間処理施設で異物を除去した後に圧縮、梱包し、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人により引き取られて再商品化されています。

オ 粗大ごみ及び小さな金属類からの金属回収

粗大ごみのうち金属類と、週1回分別収集している小さな金属類を売却し、資源化しています。

カ 資源集団回収促進事業

ごみの減量と資源再利用を目的として、古紙類、布類、金属類、ガラスびんの回収を、自治会・町内会、子供会、婦人会、老人会、PTA等市内約3,800団体が実施しています。

当局では、昭和58年度から資源集団回収の拡大に取り組んでおり、平成18年は、集団回収実施団体に対して1kg当たり3円、資源回収業者に対しては品目別に市況等を考慮した奨励金を回収量に応じて交付しました。

平成19年も、実施団体及び資源回収業者に対し奨励金を交付するなど、回収のより一層の促進を図ります(実施団体に対しては、1kg当たり3円を、回収量に応じて交付します。資源回収業者に対しては、品目別に市況等を考慮し交付します。

実施団体数と回収量の推移

		13年	14年	15年	16年	17年	18年
回収団体(団体)		3,226	3,200	3,284	3,475	3,853	3,775
回収量(t)		118,477	106,655	108,354	122,643	157,442	177,701
品目別 回収量 (t)	古紙類	115,665	104,747	106,366	120,382	153,583	172,853
	布類	2,071	1,103	1,089	1,512	3,080	4,065
	金属類	591	593	648	676	731	760
	ガラスびん	150	212	251	73	48	24

キ 資源回収ボックス事業

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するため、常設の資源回収拠点(資源回収ボックス)を設置し、市民の方々が持ち込む資源物を回収しています。

「港南資源回収センター」では、新聞、雑誌・その他の紙、段ボール、紙パック、布類、缶・びんを回収しています。

また、区役所・地区センター・コミュニティハウスなど、市民利用施設119か所に設置した「資源回収ボックス」では、新聞・雑誌・その他の紙・紙パック・布類を回収しています。

ク 家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成

家庭から排出される生ごみを減量・リサイクルするために、生ごみを堆肥にする容器の購入助成(助成金額 上限3,000円/基、1世帯2基まで)を行っています。今年度の助成基数は600基を予定しています。

購入助成基数

(単位:基)

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
901	670	520	599	558	794	686

参考:平成4年度より助成制度開始。累積18,908基

ケ 家庭用電気式生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの減量・リサイクル施策を促進するため、家庭用電気式生ごみ処理機の購入助成(助成金額は購入額の2分の1とし、上限20,000円、1世帯1基まで)を行っています。今年度の助成基数は2,000基を予定しています。

購入助成基数 (単位:基)

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
180	1,003	2,000	2,000	2,009

コ センターリサイクル事業

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。平成17年度からは、全収集事務所において、資源物の受入をしています。資源物の回収だけでなく、職員による分別方法の説明やアドバイスを行い、「G30」をPRしています。

サ せん定枝チップ機の貸出

家庭から排出されるせん定枝の減量・リサイクルを推進するため、せん定枝チップ機の貸し出しを実施しています。

平成18年度実績

チップ機貸出件数:373件 せん定枝資源化量:37.2t

(2) 事業系ごみ

ア 減量・リサイクルの啓発、働きかけ

各種業界の集まりに出向くなど、様々な機会をとらえて、ごみ減量・リサイクルの実践を働きかけていきます。

事業者への働きかけ実績

年度	16年度	17年度	18年度
回数	29	63	61
事業者数	6,840	12,400	15,184

イ 立入調査

大規模事業所は、条例に基づき年1回減量化・資源化等計画書を提出することになっており、これに記載されている内容と実際の取組状況等について立入調査を行い、減量・リサイクルと適正処理を指導します。

また、焼却工場での搬入物検査で、問題の見受けられた事業所へ立入調査を行い、分別の徹底について指導しています。

大規模事業所立入調査実績

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
事業所数	2,608	2,590	2,559	2,631	2,614	2,632
調査件数	600	580	700	900	1,000	1,000

ウ 焼却工場での搬入物検査

焼却工場での搬入物検査を常態的に実施し、古紙やびん・缶等の資源物、あるいはプラスチック等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルートへの誘導等を行います。

搬入物検査実績

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
検査台数	8,093	40,923	90,629	141,756
指導台数	1,319	5,240	4,649	3,300
持ち帰り台数	161	284	223	101

エ せん定枝のリサイクル

泉区の神明台処分地にあるグリーンコンポスト施設でせん定枝を受け入れ、粉碎し生チップとして、また、その後発酵させ土壌改良材（グリーンコンポスト）としてリサイクルします。農地、公園、街路樹等で利用されます。

平成 18 年度から、金沢工場に搬入されるせん定枝の一部を、グリーンコンポスト施設に搬入してリサイクルしています。

せん定枝リサイクル実績

（単位：t）

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
搬入量	3,805	3,995	4,239	3,647	5,316	4,255
製品量	2,180	2,061	1,938	2,269	2,347	2,497

オ 小学校給食残さのリサイクル

小学校に設置している生ごみ処理機で堆肥にリサイクルします。また、それ以外の学校では、資源化施設で家畜の飼料にリサイクルします。これらの取組により、給食残さのリサイクルと環境教育への活用を図ります。

給食残さのリサイクル実績

（リサイクル量 単位：t）

年 度		15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
飼料化	実施校数	36	99	198	195
	リサイクル量	103	455	952	1,193
堆肥化	実施校数	44	66	66	64
	リサイクル量	164	302	298	392
実施校数		80	165	264	295
リサイクル量計		267	757	1,250	1,585

堆肥化リサイクル量の実績は推計値

【19 年度実施校】

生ごみ処理機設置校：61 校、飼料化実施校：295 校（小学校 286 校 + 特別支援 9 校）

（全小学校で飼料化または堆肥化を実施します）

カ 公共用コンポスト設備設置事業

公共施設における生ごみの減量・リサイクルを推進するため、61校・1福祉施設に生ごみ処理機を設置しています。小学校では、生ごみ処理機で堆肥化された成果品（コンポスト）を校内の花壇や菜園で活用するなど、児童の環境学習にも役立てています。

設置施設

設置年度	施設名
5年度	松風学園（泉区）
9年度	駒岡小学校（鶴見区）、山元小学校（中区）、青葉台小学校（青葉区）、大正小学校（戸塚区）、中田小学校（泉区）、上瀬谷小学校（瀬谷区）
10年度	戸部小学校（西区）、石川小学校（南区）、岩崎小学校（保土ヶ谷区）、浜小学校（磯子区）、新田小学校（港北区）、公田小学校（栄区）
11年度	羽沢小学校（神奈川区）、金沢小学校（金沢区）、茅ヶ崎台小学校（都筑区）
12年度	屏風浦小学校（磯子区）、綱島小学校（港北区）、大門小学校（瀬谷区）
13年度	十日市場小学校（緑区）、勝田小学校（都筑区）、飯田北小学校（泉区）
14年度	六ッ川小学校（南区）、桜台小学校（保土ヶ谷区）、瀬谷第二小学校（瀬谷区）
15年度	新鶴見小学校（鶴見区）、菅田小学校（神奈川区）、浅間台小学校（西区）、本牧南小学校（中区）、井土ヶ谷小学校（南区）、日枝小学校（南区）、港南台第三小学校（港南区）、藤塚小学校（保土ヶ谷区）、左近山第一小学校（旭区）、高田東小学校（港北区）、美しが丘小学校（青葉区）、東山田小学校（都筑区）、川上小学校（戸塚区）、本郷小学校（栄区）、緑園東小学校（泉区）、下瀬谷小学校（瀬谷区）
16年度	潮田小学校・獅子ヶ谷小学校（鶴見区）、神大寺小学校・三ツ沢小学校（神奈川区）、上菅田小学校・坂本小学校・常盤台小学校（保土ヶ谷区）、今宿小学校・さちが丘小学校・白根小学校・不動丸小学校（旭区）、師岡小学校（港北区）、いぶき野小学校・森の台小学校（緑区）、榎が丘小学校・田奈小学校・奈良小学校（青葉区）、中川西小学校（都筑区）、東戸塚小学校（戸塚区）、岡津小学校（泉区）、南瀬谷小学校（瀬谷区）

キ 「市役所ごみゼロ」の推進

横浜市役所も排出事業者として率先してごみ減量・リサイクルに取り組むため、市の全ての施設においてごみの分別（18分別）を推進し、資源となるものを可能な限り資源化しています。

また、職員の中から各職場のリーダーとなるごみゼロ推進委員（Gメン 530）を選出し、職場でのごみの発生抑制と分別・リサイクルを徹底しています。

16年度～18年度のごみ量 市庁舎には周辺民間ビル分は含んでいません。（単位：t）

	16年度			17年度			18年度		
	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率	廃棄量	資源化量	資源化率
市庁舎	70.0	525.7	88.2%	34.6	477.5	93.2%	26.1	363.9	93.3%
18区庁舎	356.8	861.5	70.7%	288.0	904.9	75.9%	220.7	783.0	78.0%
合計	426.8	1387.2	76.5%	322.6	1382.4	81.1%	246.8	1146.9	82.3%

市役所ごみゼロチェック週間の資源化率 18年度の局・事業本部には市庁舎分は含まず。（単位：t）

	16年度全4回			17年度全4回			18年度全4回		
	局・事業本部	18区	全局区	局・事業本部	18区	全局区	局・事業本部	18区	全局区
合計	92.1%	84.7%	87.7%	94.2%	86.9%	89.7%	87.2%()	88.3%	87.8%

4 環境に配慮したごみ処理の推進

(1) 焼却処理

本市では、平成 19 年 4 月 1 日現在、鶴見工場、保土ヶ谷工場、旭工場、金沢工場及び都筑工場の 5 工場で減量化、資源化後の可燃ごみの全量を焼却処理しています。

現在稼働中の焼却工場は、近代的な設備を備え、ろ過式集じん器（バグフィルター）、排ガス脱塩設備、脱硝設備、排水処理設備等を設けるなど公害防止にも細心の注意を払い、さらに工場建物自体のデザインを地域の景観と調和するよう創意工夫し、敷地内には植樹などを施して緑化に努めています。

なお、焼却工場から発生する蒸気は、自家消費及び余熱利用施設へ供給するとともに発電に利用し、熱エネルギーの多角的有効利用を図っています。

工場別焼却量

(単位：t)

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
鶴 見 工 場	347,081	326,504	308,201	273,713	249,489	273,686
港 南 工 場	216,239	201,652	187,854	162,027	74,979	-
保土ヶ谷工場	313,374	318,606	275,156	198,328	129,986	143,620
旭 工 場	156,299	155,844	143,066	126,256	131,798	130,416
金 沢 工 場	329,686	337,766	308,925	265,350	271,274	302,498
都 筑 工 場	230,543	227,110	290,713	269,332	182,764	167,549
合 計	1,593,222	1,567,482	1,513,915	1,295,006	1,040,290	1,017,769

港南工場は、平成 18 年 1 月に休止。

(2) 焼却灰の有効利用

最終処分場の延命化と環境負荷の低減を図るため、焼却灰の有効利用をすすめています。

現在、金沢工場の焼却灰の一部を溶融スラグ化し、道路路盤材として有効活用するほか、鶴見工場の焼却灰の一部及び旭工場の飛灰をセメント原料化により資源化しています。金沢工場溶融施設では、18 年度に溶融飛灰取出し設備工事を実施し、19 年 4 月から溶融飛灰の資源化を開始しました。さらに、PFI 手法を用いたセメント原料化処理についても、PFI 法に基づく実施方針の策定、公表に向けた準備手続きをすすめています。

ごみ焼却工場における排出ガス中のダイオキシン類濃度 (単位:ng-TEQ/m³N)

工場名	号炉	15年度	16年度	17年度	18年度
鶴見	1	0.00016	0.012	0.0017	0.016
	2	0.00097	0.0016	0.011	0.0089
	3	0.014	0.00017	0.0040	0.018
港南	1	0.17	0.12	0.15	-
	2	0.11	0.11	0.21	-
	3	0.22	0.19	0.23	-
保土ヶ谷	1	0.042	0.038	0.019	0.0049
	2	0.028	0.017	0.040	0.017
	3	0.019	0.067	0.0069	0.0048
旭	1	0.000047	0.0014	0.0000084	0
	2	0.0026	0.000053	0.00014	0
	3	0.0018	0.0000016	0.000033	0.0000005
金沢	1	0.0011	0.0079	0.00026	0
	2	0.00072	0.000052	0.00021	0.0000010
	3	0.00083	0.00016	0.00045	0.000051
都筑	1	0.0019	0.0038	0.016	0.0057
	2	0.0067	0.0078	0.0048	0.093
	3	0.00040	0.0083	0.046	0.034

- ・ 排出基準値 1ng-TEQ/m³N (金沢工場は、0.1ng-TEQ/m³N)
- ・ 15年度は各工場とも2回測定の平均値。16年度からは1回測定の値。

(3) 埋立処分

横浜市の埋立処分は、内陸部にある神明台処分地と臨海部海面の南本牧廃棄物最終処分場の2か所で行っています。

神明台処分地においては、焼却工場で排出する焼却残さ及び不燃性の一般廃棄物などを埋立処分しています。環境対策として埋立ごみに覆土をその日のうちに実施するとともに、ガス排気管を設置して埋立ごみ層内のガスを速やかに排出し、地盤の安定化の促進を図っています。また、場内からの浸出水については排水処理施設を設置し、適正に処理しています。

南本牧廃棄物最終処分場においては、焼却残さ等の一般廃棄物の他に産業廃棄物も埋立しており、内陸部処分場と同じく排水処理施設を設置し、場内からの余水を浄化するなど環境保全対策の実施に努めています。

なお、神明台処分地第7次 期埋立地については、平成20年度の開設に向け、年度内に工事を完了するとともに、南本牧ふ頭第5ブロック内に整備する新たな処分場については、平成26年度開設に向け、遮水護岸の地盤改良工事に着手します。

今後も、周辺環境に配慮し、安全で安定した埋立事業を進めていきます。

一般廃棄物埋立量

(単位: t)

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
神明台処分地	30,757	29,631	143,289	114,475	115,381	124,789
南本牧処分場	276,252	274,042	142,422	108,257	51,990	26,975
計	307,009	303,673	285,711	222,732	167,371	151,764

(4) 焼却工場の余熱利用

横浜市内の5つの焼却工場（鶴見工場・保土ヶ谷工場・旭工場・金沢工場・都筑工場）から発生する蒸気は、工場内の機器運転、冷暖房、給湯に利用し、余剰蒸気は、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等）へ供給しています。

また、蒸気タービン発電機により、発電を行っています。発電電力は、工場内の機器運転、照明等に消費するほか、余剰電力を電気事業者に売却し、鶴見工場では北部第二水再生センター、北部污泥資源化センター、高齢者保養研修施設（ふれーゆ）等に、旭工場では余熱利用施設に、金沢工場では南部污泥資源化センター、余熱利用施設（リネツ金沢）、金沢シーサイドラインに、都筑工場では余熱利用施設・北部地域療育センターに供給しています。

売電電力量は、約5万7千世帯（泉区相当）の電力を賄う量に相当します。また、売電収入はRPS法を活用し、電気分と環境価値分の売却により、平成18年度は約23億円となっており、運転経費の節減と熱エネルギーの有効活用を図っています。

平成18年度発電実績

（単位：kWh）

	総発電電力量	内 訳		
		所内消費量	売電電力量	余熱利用施設等
鶴見工場	107,188,200	38,108,830	65,368,823	3,710,547
保土ヶ谷工場	17,511,020	15,459,800	2,051,220	-
旭工場	41,127,120	16,596,490	24,060,750	469,880
金沢工場	145,388,340	59,988,240	83,390,370	2,009,730
都筑工場	57,090,370	21,295,440	33,401,568	2,393,362
計	368,305,050	151,448,800	208,272,731	8,583,519

注）鶴見工場の所内消費量には鶴見資源化センター及び鶴見リサイクルプラザ消費量、金沢工場の所内消費量には金沢資源選別センター消費量を含みます。

鶴見工場及び金沢工場の売電電力量は環境創造局への売電電力量を含みます。

RPS法（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法）

新エネルギーの導入拡大を目的として、電気事業者が新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務づけた法律です。RPS法の義務量の履行として、環境価値分を購入してもよいとされています。

（ごみ発電の内、生ごみや紙くずなどの生物に由来する廃棄物の焼却分は風力発電などと同様に新エネルギーとして認められています。）

環境価値分

新エネルギー等相当量と呼ばれ、電気そのものでなく有価証券のように売買が可能です。

(5) 廃棄物資源化技術の調査・研究

焼却灰の徹底した減量化・資源化を進め、埋立量の削減により、最終処分場の延命化を図っていくため、熔融処理により生産されるスラグについては道路下層路盤材以外の有効利用方法、また焼却灰については熔融以外のセメント原料等の有効利用方法の調査・研究を行っています。

(6) 排出禁止物・適正処理困難物

本市では、有害性物質を含むもの、著しく悪臭を発するもの、危険性のあるもの、容積又は重量の著しく大きいもの、その他本市の行う処理に著しい支障を及ぼすものを排出してはならないこととしています(例えば、タイヤ、オートバイ、消火器、化学薬品、バッテリー、塗料等)

また、家電リサイクル法に基づき、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機、エアコン及び電気冷凍庫の5品目は市が収集しない品目(排出禁止物)になっています。

さらに、家庭で使用しているパソコンは平成15年10月から製造事業者による自主回収・リサイクルが義務づけられたため、排出禁止物に指定しました。

なお、スプリングマットレスは処理が困難なことから、適正処理困難物として指定しています。

今後も、県内や首都圏の自治体とも連携して、事業者の団体等に働きかけ、回収等の一貫した処理システムの構築を求めています。

(7) 一般廃棄物処理業者に対する許可及び指導

事業活動に伴って発生する一般廃棄物の収集運搬や処分を業とし行う者に、廃棄物処理法に基づく一般廃棄物収集運搬業及び処分業の許可を行っています。

また、許可を与えた業者には、事業系ごみの減量・リサイクル及び適正処理が推進されるよう適宜指導を行っています。

一般廃棄物処理業者数

年 度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
収集運搬業	100	103	103	103	105	105
処分業	3	4	5	8	9	10

5 環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向け、街の美観や快適な生活環境を損なう空き缶等の散乱防止対策、不法投棄防止対策及び放置自動車対策を行っています。

(1) クリーントウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、クリーントウン横浜事業を実施しています。

この事業では、清潔な街をつくるため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定し、行政が積極的に歩道等の清掃と路上違反広告物の除去を一体的に行う「クリーンアップ事業」を実施しています。また、清掃活動や美化活動など地域の自主的な取り組みなどを活性化させることも重要であることから、これらを支援する「にぎわい空間パートナーシップ美化事業」を実施するとともに、美化推進員による散乱防止PRなどの「啓発事業」、条例に則った自動販売機設置のための届出受付等を行っています。

また、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、美化推進重点地区の中から喫煙禁止地区を指定します。喫煙禁止地区では職員が巡回を行い、違反者には2,000円以下の過料が科されます。

美化推進重点地区における活動状況（平成18年度）

	都 心 部	各 区
重 点 地 区 数	5 か所 横浜駅周辺地区 みなとみらい21地区 関内地区 山下・元町地区 伊勢佐木・野毛地区	20 か所 (除く西・中区) 各区主要駅周辺
合 計 面 積	357 ha	570 ha
美 化 推 進 員 数	13 人	92 人
歩行喫煙者等への啓発指導	80,223 件(うち♯1捨てた人への注意 1,709 件)	3,960 件(うち♯1捨てた人への注意 20 件)
自販機設置状況調査	905 件	
違反広告物除去枚数	0 枚	248 枚
歩道清掃(清掃日数)	156 日～208 日	72 日～219 日

(2) 不法投棄防止対策

不法投棄防止対策として、不法投棄されたごみの撤去や都心部を流れる河川及び河川沿岸の清掃作業を行うほか、常習場所や不法投棄されやすい地域での夜間監視パトロールを引き続き実施するとともに、警報装置の増設など、防止策の強化を図っています。また、不法投棄物の早期発見や取り締まりの強化を図るため、市内全域で営業活動しているタクシー業界と「不法投棄の情報提供に関する協定」を締結しています。

さらに、各区では、地域の実情に応じた不法投棄防止策の実施や、広報よこはま区版を活用しての不法投棄防止の啓発活動を行っています。

不法投棄防止実績

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
夜間監視パトロールの実施	延 900 日	延 800 日	延 600 日	延 610 日	延 300 日
警報装置の設置	3 か所	2 か所	0 か所	2 か所	0 か所
防止立て看板の作成	255 本・脚有 385 枚・脚無 700 枚・プラ	1,480 枚 (プラスチック製)	160 本・脚有 205 枚・脚無 1300 枚・プラ	0 枚	290 本・脚有 290 枚・脚無
不法投棄処理	1,580 t	1,478 t	1,329 t	1,405 t	1,963 t
河川清掃及び沿岸不法投棄処理	733 t	518 t	474 t	425 t	413 t

処理実績については、委託（大規模、放置自動車周辺ごみ）による処理量を含みます。

(3) 放置自動車の処理

放置自動車の撤去処理については、「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき実施しています。

処理にあたっては、市民の方々からの通報等をもとに調査を行い、所有者の判明した車両については、所有者に撤去をさせるほか、所有者が判明しない車両については、廃物判定委員会に諮問し廃物と判定されたもの、及び本来の用に供することが困難であることが明らかと市長が認めたものについて、公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

放置自動車処理実績

(単位：件)

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
発見・通報	1,708	1,504	1,180	857	777
委員会諮問	902	876	559	320	299
諮問不要	-	-	49	99	69
本市撤去	715	792	523	381	357
自主撤去	951	859	688	524	469

撤去については、発見・通報をした年度を越えて実施している場合があります。